



代理人制度（インド編）

1. はじめに

早ければ、10年以内に総人口で中国を抜くと目されるインド。そんなインドでの特許活動に欠かせない存在が弁理士等の代理人資格を持った人材です。

インドの特許に関わる代理人資格は、Patent agent、Patent lawyer、および、Patent attorneyがあります。各資格の代理業務の範囲は表1に示すとおりです。

資格	権利化 手続	訴訟手続	特許以外 の業務
Patent agent	○	×	×
Patent lawyer	×	○	○
Patent attorney	○	○	○

〈表1 インドの代理人資格の業務範囲〉

1.1. Patent agent

Patent agentとは、インド特許庁に対する権利化手続の代理人資格です。Patent agentになるためには、理工学の学位を取った上で、インド特許庁が実施するエージェント試験に合格する必要があります。Patent agentは、権利化手続の他に、IPAB¹で宣誓供述をすることもできます。一方、Patent agentは、訴訟手続の代理や、特許以外の法域（例えば、商標、著作権等）の業務を行うことはできません。インドでは、約2600人のPatent agentが活躍しています。過去10年間、インドの特許出願件数は増加傾向にあり、かつ、インド企業の特許への関心の高まりも手伝って、Patent agentへのニーズは年々高まっています。

1.2. Patent lawyer

Patent lawyerとは、特許業務を取り扱っている弁護士（Attorney at law）のことで、Patent lawyerは、裁判所またはIPABにおける訴訟手続を代理することができます。弁護士になるためには、法学の学位を取った上で、司法試験に合格する必要があります。一般に、「Patent lawyer」というと、Patent agent資格を有していない弁護士を指します。したがって、Patent lawyerは、権利化手続を代理することはできません。また、技術的バックグラウンドを持っていない弁護士も少なくないので、特許業務を依頼する際には、注意が必要です。

1.3. Patent attorney

Patent attorneyとは、Patent agent資格を有する弁護士のことです。したがって、Patent attorneyは、理工学の学位を有しており、権利化手続および訴訟手続の両方を代理することができます。また、Patent attorneyは、特許だけでなく、商標や著作権等の業務を行うことができます。Patent attorneyは、エージェント試験と司法試験の両方に合格する必要があることもあり、Patent agentやPatent lawyerと比べても極端に少なく、今後の増員が期待されています。Patent attorneyとPatent lawyerは混同し易いので気をつけて下さい。

2. エージェント試験

エージェント試験は、毎年実施されています。多くの受験生は、予備校に通いながら、過去問をベースに勉強しています。なお、外

国人には受験資格がありません。

エージェント試験は、Paper 1～3の3部構成です。

Paper 1は、特許法および規則に関する試験で、配点は100点（記述式60点／マーク式40点）。基本的なものから、重箱の隅をつつくものまで、その範囲は多岐にわたります。日本の短答試験に近いといえるでしょう。

Paper 2は、明細書やクレームのドラフティングに関する試験で、配点は100点。Paper 2では、明細書のサンプルからクレームをドラフトする問題や、クレームのサンプルから明細書をドラフトする問題が用意されています。日本の論文試験に比べて実務的です。

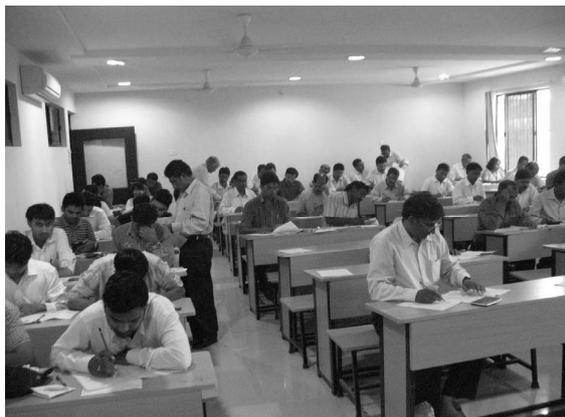
Paper 3は、いわゆる口述試験。その緊張感たるや、日本の口述試験と変わらないでしょう。

Paper 1及び2は、同日開催です。したがって、体力勝負の側面があります。一方、Paper 3は、日本の口述試験と同様に、受験生毎に決められた日に開催されます。

合格基準は、Paper 1および2の正答率がそれぞれ50%以上であること、かつ、全体（Paper 1～3）の正答率が60%以上であること。近年の合格率は16～25%。インド特許庁は、特許の品質改善のために、合格基準を上げることも検討しているようです。

Paper	試験形式（配点）	試験内容
1	記述式（60点） 選択式（40点）	特許法および規則
2	記述式（100点）	ドラフティング
3	口述	インタビュー

〈表2 エージェント試験の概要〉



〈エージェント試験の会場の様子〉

筆者紹介

Mr. Kshitij Malhotra（シティージ・マルホトラ）

Patent Agent, Global IP India所属。1984年デリー州生まれ。Indraprastha University LLB（化学）およびDelhi University（法律）卒業。専門は化学。2006年IPキャリアスタート。2010年エージェント試験合格。2012年8月より現職。趣味はサッカー観戦、音楽を聴くこと。好きな言葉は「Live and let live」。ファーストネームの意味は「Point where earth and sky meet」。

<http://www.gip-india.in/>

編集者紹介

木本大介（きもと・だいすけ）

日本弁理士、グローバル・アイピー東京特許業務法人所属。

1977年神奈川県生まれ。2003年上智大学大学院理工学研究科電気電子工学修了。専門は通信、エレクトロニクス及びコンピュータソフトウェア。2005年弁理士試験合格。企業（知財部）3年、特許事務所7年の経験を経て、新興国における日本企業の知財活動をサポートしたいとの思いから2013年7月より現職。趣味はゴルフ。好きな言葉は「人生・仕事の結果＝考え方×熱意×能力」（稲盛和夫（2012）『生き方』より）。

<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>

1 IPAB: Intellectual Property Appellate Board。インドの審判機関。